

財産債務調書の改正について

これまで個人の確定申告とほぼ同時に提出をしていた「財産債務調書」について、令和5年分から提出義務者と提出期限などが見直されています。

◆ 財産債務調書とは

一定の要件に該当する場合には、その年の12月31日現在保有している財産及び債務の明細を作成し、期限までに税務署へ提出しなければなりません。この明細のことを「財産債務調書」といいます。未提出による罰則はないものの、一定の申告もれに対する加算税について5%加重措置があります。また税務署からの提示要求に対して、正当な理由のない拒否等については、罰則規定が設けられています。

◆ 改正の概要

令和4年度税制改正により、令和5年分以後の財産債務調書の提出義務者や提出期限などが下記のように見直されました。

	～令和4年分(改正前)	令和5年分～(改正後)
提出義務者	・確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、次の①及び②を満たす方 ① その年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超えていること ② その年12月31日現在、その合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産(有価証券、未決済信用取引など)を有すること	次のいずれかに該当する方 ① 左記(改正前)に該当する方 ② その年12月31日現在、その合計額が10億円以上の財産を有する方
提出期限	原則、翌年3月15日	原則、翌年6月30日
記載簡略	家庭用動産や事業用の未収金などの記載について100万円未満であれば記載の簡略が可能	家庭用動産や事業用の未収金などの記載について300万円未満であれば記載の簡略が可能 その他、預貯金(残高50万円未満)なども新たに記載の一部省略が可能に

参考: 国税庁「財産債務調書制度等の見直しについて(令和4年7月)」

◆ 実務上のポイント

(1) 提出期限が延長し、書類作成に余裕ができたこと

作成した申告書に基づき提出基準の2,000万円超えの判断をする場合、提出期限が確定申告と同日であったことから、慌ただしい中で作成する必要がりましたが、期限が延長したことで、今後はこのような事態が避けられます。

(2) 総額10億円以上の財産保有者は必ず提出

改正により、確定申告が不要でも、所得金額の合計額が2,000万円以下であっても、総額10億円以上の財産を有している場合には、財産債務調書の提出が必要となりました。

(3) 記載の省略が可能となる項目が拡大

家事用動産の記載省略範囲が100万円未満から300万円未満へと広がりました。また、預貯金残高が、1口当たり50万円未満の預貯金は口座番号の記載だけでよいなど、記載の簡略範囲が広がっています。

CONTENTS

財産債務調書の改正について……………P.1

パート年収130万円の壁について……………P.2

電子帳簿保存法電子取引データ保存義務の猶予措置……………P.3

資金繰り支援から再生支援に金融庁の監督指針が改正へ……………P.3

e-Tax及びキャッシュレス納付が利用拡大中……………P.4

副業就労者が300万人を突破……………P.5

12月度の税務スケジュール……………P.5

今月の名言録……………P.6

無料相談会実施中……………P.6

最新情報は
ASAKのX(旧ツイッター)も
 ご利用ください!

随時更新しますので
 フォローして下さい!



パート年収130万円の壁について



◆ 年収130万円の壁とその対応策

年収130万円以上(そのパート等が、60歳以上または一定の障害者の場合には、年収180万円以上)になると社会保険の「扶養」から外れ、国民健康保険や国民年金の保険料を払うこととなります(厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上(2024年10月以降は、常時51人以上)の事業所の場合は、年収106万円以上(月額賃金8.8万円以上)で健康保険と厚生年金保険の加入対象となります)。

このために悲しいかな、手取りは減ることになります。これが、いわゆる「130万円の壁」です。

今回の対応策は、「一時的に年収が130万円以上になっても、扶養のままでいいですよ」というものです。繁忙期や人手不足の中、労働時間を減らして130万円未満に収入を調整していたパート等も、この制度が利用できれば「上限を気にせず働いても大丈夫！」ということになります(但し、最終的な判断は扶養を認定・確認している保険者が行います)。

◆ 対象となるケースとならないケース

今回の対応策では、人手不足で労働時間が延長した等により、一時的に収入が変動した場合に、事業主がその年の「被扶養者の収入確認」等の際にそれを証明することにより、「扶養のまま」でいることの手続きをスムーズに進めることができます。

ポイントは「一時的に」という点です。今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、「一時的」とはいえません。どの場合に対象となるのかは下表をご参照ください。

対象となるケース	対象とならないケース
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">一時的に収入が増えた場合</div> <ul style="list-style-type: none"> 退職者や休職者の穴を埋めるべく、仕事の割当が増えて、労働時間が増えた 今期は受注が好調で、仕事の量が増えた 大口の受注が入ったため、仕事の量が増えた <p style="text-align: right;">など</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">この後も収入が増えたままになる場合</div> <ul style="list-style-type: none"> 基本給が上がったため、年収も増えた 新たな手当(恒常的なもの)が支給され、収入が増えた 恒常的に130万円以上になることが明らか <p style="text-align: right;">など</p>



◆ 事業主の証明

そのパート等を扶養している家族が加入している協会けんぽや健康保険組合等の保険者が扶養の認定や確認をするときに、証明書※を作成して提出することになります。

パート等の事業主の記入欄は右図の部分です。

※厚生労働省 様式「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf>)

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 -		
事業所名称			
事業主氏名			
電話番号			
雇用契約等により本来想定される年間収入	円		
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和	年	月 から
	令和	年	月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額(実績額)	円		

◆ 従業員の扶養家族の収入が増えた場合

新たに家族を扶養にするときは、年収が130万円未満という要件があります。また、扶養になった後に扶養の状況を確認するときにも、年収が130万円未満かどうかの確認が行われます。

2023年10月以降は、扶養する家族(以下、家族)の年収が、130万円以上となっているときでも、そのまま扶養とすることを従業員が希望するときには、家族の勤務先が作成した「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」の提出が求められるかもしれません。そのときは、従業員と家族を経由して、家族の勤務先に証明書の発行を依頼してください。

なお、社会保険の被扶養者の要件は収入だけではありません。その他の要件を満たさない場合には、扶養の範囲から外れることもありますのでご注意ください。

電子帳簿保存法 電子取引データ保存義務の猶予措置

◆電子取引データの保存義務とは

「電子取引のデータ保存」とは、ネット売買などの電子決済や、PDFで送付された領収書や請求書、EDI取引など、紙を介さない取引情報（電子取引）について、電子取引で授受した請求書などを電子データのまま保存するときの扱いについて定めたものです。

つまり、電子データで授受したら、紙ではなく電子データのまま保存し、データ保存する際には、保存要件を満たしましょうという内容となります。



「電子取引のデータ保存」の義務化は2022年1月から開始していますが、2023年12月31日までは、宥恕規定があり、紙に印刷して保存してもよいとされています。

しかし、2024年1月1日より、「電子取引のデータ保存」は完全義務化となり、法律上は、以後発生する電子取引については、上述した取扱いは認められなくなります。そのため、要件を満たした状態の電子データの保存に加えて、ダウンロードの求めがある場合、応じられるようにする必要があります。

◆できなかった場合の猶予措置

上記のように義務とはいいながら、実は、今まで通り対応することもできます。

ルールに従った電子取引データの保存の対応が間に合わなかったことに「相当の理由」がある場合には、2024年1月から始まる新しい「猶予措置」を受けることができます。

猶予措置とは、「電子取引データの保存は必要だけれども、改ざん防止対策や検索機能などの対応は、できていなくてもいい」という措置です。この場合、データ保存に加え、プリントアウトした書面の保存も必要になります。

また、税務調査等のときには、プリントアウトした書面の提示・提出の求めだけでなく、電子取引データのダウンロードの求めにも対応できなければいけません。概ね、従来通りでの対応も可能になります。もちろん、その場ですぐに応じられるよう、書面とデータを整理しておく必要はあるかと思えます。

なお、この猶予措置の適用に際しては、事前の手続きは特に必要ないので、これまで通りで大丈夫です。

◆相当な理由とは？

例えば次のようなケースが想定されています。

- ・システムや社内のワークフローなどの整備が間に合わない場合
- ・ルールに従って保存できる環境は整っているが、資金繰りや人手不足などの理由で、ルールに従った保存ができない場合

これらについて、税務署長が「相当の理由」があると認めた場合に適用できることとなります。

上記の通り、資金繰りや人手不足が理由になるのであれば、ほとんどの中小企業がこの要件に該当すると考えられるので、実質的には、電子保存ができなくても、やむを得ないとされているように思います。

※ 電子帳簿保存法では、①電子帳簿保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存について定めており、このうち①と②の取組は任意、③のみ義務規定となっています。

資金繰り支援から再生支援に金融庁の監督指針が改正へ

コロナ禍後の経済活動が正常化したことを受けて、金融庁は、2024年春に金融機関向けの監督指針を改正する予定です。この中で、企業の資金繰り支援から事業再生に支援の軸足を移すように明記されます。つまり、今後は、過剰債務を抱える融資先に対しては、債権放棄を含む抜本策の実施を促していく方針のようです。これまでのような安易な返済猶予によって、企業の経営状況がより深刻化するのを防ぐことが目的です。

この監督指針の改正案には「資金繰り支援にとどまらない経営改善支援や事業再生支援等」について「先延ばしすることなく実施する必要がある」と記されます。つまり、収益の低下や過剰債務など事業継続に支障が出る経営状況かどうかを判断し、支援メニューを提示するように求めるようです。

また、全国銀行協会に対しても、中小零細企業の私的整理ガイドラインを改正するよう要請します。同ガイドラインは、抜本的な再生に必要な債務減免（銀行からみると債権放棄）手続きを定めます。この改正で、金融機関が経営悪化の予兆を把握した段階で、事業再生に踏み込めるようになります。これは、企業側において危機感が薄い場合でも、銀行側

から、再生支援への圧力が強まる可能性が高まると思われます。

新型コロナが流行した2020年春、金融庁は企業の資金繰り支援を万全にするよう金融機関に求めていましたが、今回は、再生支援にかじを切っています。これは、安易な返済猶予が、事業再生をより難しくするとみているためです。

コロナ禍での資金繰りを支えてきた実質無利子・無担保のゼロゼロ融資は、その借り換えが来年4月でほぼ一巡します。多くの金融機関は、コロナ禍で過剰債務に陥った企業向け融資を正常債権として扱っており、倒産に備えた貸倒引当金を十分積んでいない状況です。今後は地域金融機関が、一定程度の損失を覚悟したうえで、抜本策に乗り出すかどうかが焦点となりそうです。

e-Tax及びキャッシュレス納付が利用拡大中



国税庁では、政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便性の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大を推進しています。

同庁が発表した2022年度におけるオンライン(e-Tax)手続きの利用状況等によると、所得税のオンライン利用率が全体の3分の2を占める水準になったほか、法人税申告のオンライン利用率は9割を超えるなど、オンライン利用率は着実に上昇しているようです。

主要7手続きのオンライン利用率は、「法人税申告」が91.1%(前年対比+3.2ポイント)と9割を超えたほか、「消費税申告(法人)」90.3%(同+1.6ポイント)、「所得税申告」65.7%(同+6.5ポイント)、「消費税申告(個人)」69.9%(同+1.5ポイント)、「相続税申告」29.5%(同+6.1ポイント)、「国税納付手続き」35.9%(同+3.7ポイント)、「納税証明書の交付請求」19.4%(同+6.5ポイント)と上昇しています。

2022年度の納付手段別の納付件数をみると、まずキャッシュレス納付割合は35.9%となり、前年度より3.7ポイント増加しています。内訳は、「振替納税」が12.5%(前年度比▲0.1ポイント)、インターネットバンキングやダイレクト納付の「電子納税」が21.4%(同+3.4ポイント)、「クレジットカード」が1.7%(同+0.2ポイント)のほか、同年度から集計対象となった「スマホアプリ」が0.3%でした。

キャッシュレス納付以外では、「窓口での納付」が59.0%(前年度比▲3.7ポイント)と6割強を占めており、内訳は、「金融機関窓口」が57.1%(同▲3.4ポイント)で、「税務署窓口」はわずか2.0%(同▲0.1ポイント)でした。そのほか「コンビニエンスストア」が5.1%(同▲0.1ポイント)で、内訳は、「バーコード」が4.0%(同+0.4ポイント)、「QRコード」が1.1%(同▲0.4ポイント)となっています。

この結果、キャッシュレス納付割合の合計は35.9%となり、前年度より3.7ポイント増加しましたが、その分、キャッシュレス納付以外の割合の合計が64.1%(3,110万件)で、同▲3.7ポイント減少し、4年前の2018年度(76.8%)からは▲12.7ポイントも減少しています。まだまだ、金融機関の窓口納付が6割近くを占めるとはいえ、キャッシュレス納付の利用拡大は着実に進んでいるようです。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
キャッシュレス納付割合	23.2%	25.6%	29.3%	32.2%	35.9%

(単位：万件)

	納付手段		割合		納付件数		割合		納付件数		
	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	
キャッシュレス納付	振替納税	13.8%	623	13.7%	616	13.6%	605	12.6%	606	12.5%	605
	電子納税	8.9%	402	11.2%	501	14.7%	656	18.0%	865	21.4%	1,039
	インターネットバンキング	6.0%	273	7.7%	347	10.4%	464	12.6%	602	14.5%	701
	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	2.9%	129	3.4%	154	4.3%	192	5.5%	263	7.0%	337
	クレジットカード	0.5%	24	0.7%	31	1.0%	43	1.5%	72	1.7%	81
	スマホアプリ	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3%	15
	小計	23.2%	1,049	25.6%	1,148	29.3%	1,304	32.2%	1,543	35.9%	1,741
キャッシュレス納付以外	窓口での納付	72.2%	3,258	69.8%	3,129	66.4%	2,961	62.7%	3,005	59.0%	2,864
	金融機関窓口	68.9%	3,110	67.1%	3,008	64.1%	2,858	60.5%	2,902	57.1%	2,768
	税務署窓口	3.3%	148	2.7%	121	2.3%	103	2.1%	103	2.0%	95
	コンビニエンスストア	4.6%	207	4.6%	208	4.3%	194	5.2%	247	5.1%	246
	バーコード	4.0%	182	4.1%	185	3.4%	152	3.6%	173	4.0%	195
	QRコード	0.6%	25	0.5%	22	0.9%	42	1.5%	74	1.1%	51
	小計	76.8%	3,465	74.4%	3,337	70.7%	3,155	67.8%	3,252	64.1%	3,110
合計	100.0%	4,514	100.0%	4,484	100.0%	4,459	100.0%	4,795	100.0%	4,851	

副業就労者が300万人を突破

国が進める働き方改革により、副業が可能な環境が整いつつありますが、ここでは、2023年7月に発表された調査結果から、都道府県別の副業に関するデータをご紹介します。

◆ 増加する副業就労者

2022年就業構造基本調査調査結果から、都道府県別に副業がある人の数などをまとめると下表のとおりです。2022年10月時点の全国で副業がある人は、304.9万人となり、2017年から59.8万人も増加しています。

都道府県別では、東京都が52.4万人で最も多く、次いで、神奈川県や大阪府、愛知県、埼玉県などで、副業がある人の数が多くなりました。なお、最も少ないのは、鳥取県と徳島県の1.4万人でした。

◆ 副業者比率は4.8%に

全国の副業者比率(副業がある人の割合)は4.8%で、2017年から0.9ポイントの増加です。都道府県別では、京都府が7.5%で最も高く、東京都が6.5%が続いています。なお、最も低いのは、宮崎県の3.3%でした。

人材不足対策として、副業人材を活用する企業があります。業務内容などにもよりますが、人材不足の企業では、検討の余地があるかもしれません。

	副業がある人	副業者比率		副業がある人	副業者比率		副業がある人	副業者比率
全国	304.9	4.8	富山県	2.3	4.4	島根県	1.7	5.3
北海道	10.5	4.2	石川県	2.6	4.5	岡山県	4.4	4.8
青森県	2.0	3.7	福井県	1.9	4.8	広島県	6.3	4.5
岩手県	2.6	4.7	山梨県	2.0	4.8	山口県	2.8	4.4
宮城県	4.5	4.0	長野県	5.4	5.3	徳島県	1.4	4.4
秋田県	1.8	4.1	岐阜県	4.2	4.2	香川県	1.8	4.0
山形県	2.2	4.5	静岡県	6.7	3.6	愛媛県	2.6	4.3
福島県	3.6	4.1	愛知県	19.0	4.8	高知県	1.6	5.2
茨城県	5.7	4.1	三重県	3.6	4.1	福岡県	10.2	4.0
栃木県	4.1	4.3	滋賀県	3.3	4.6	佐賀県	1.8	4.8
群馬県	4.0	4.2	京都府	9.7	7.5	長崎県	2.5	4.3
埼玉県	17.2	4.5	大阪府	21.5	4.8	熊本県	3.5	4.4
千葉県	13.6	4.3	兵庫県	12.5	4.8	大分県	1.8	3.5
東京都	52.4	6.5	奈良県	3.0	4.9	宮崎県	1.6	3.3
神奈川県	25.3	5.1	和歌山県	2.3	5.6	鹿児島県	3.1	4.2
新潟県	4.5	4.3	鳥取県	1.4	5.5	沖縄県	3.0	4.3

総務省「令和4年就業構造基本調査」結果の概要より作成

12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額当年(6月～11月分)の納付	納 期 限 12月11日(月)
10月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 1月4日(木)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
4月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

今月の名言録

人は生まれてから死ぬまで、
ゆっくりとでも、
成長しつづけるものと信じたい。
だから、十年単位でよりよい目標を
いつも心に念じたい。



私は、「吾十有五にして学に志す。三十にして立つ。四十にして惑はず。五十にして天命を知る。六十にして耳順ふ。七十にして心の欲する所に従へども、矩を踰えず」で有名な孔子の『論語』の「為政第二」がとても好きです。

そして、これほどハッキリと人生のテーマを十年単位で示したものは無いと思います。

私も小学生のとき、母親に三番で満足したことを怒られ勉強に打ち込むきっかけをもらったことや、二十九歳で創業し、四十代まではわき目も振らず死にもの狂いで働いたこと。

そして業界・国益まで思慮が及ぶようになったのは五十を超えてからです。

若い社員の意見をだまってお聞きできなかったのは六十から、と驚くばかり孔子の指摘どおりでした。

「七十にして心の欲する所に従へども、矩を踰えず」の心境を愉しみ昨年八十になりました。

この先は、狂歌の「七十、八十鼻タレ小僧、八十、九十が働きざかり、九十がきて迎えがきたら、百まで待てと追い返せ」に挑戦します。
(「賢い人ほど失敗する」高原慶一朗著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

